

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-03-14

明治十三年第二千百九十二号

(発行年 / Year)

1910

明治十三年第二百九十二号

裁判言渡書

東京府深川区深川村水町

十四番地平民

原告 山本 喜兵卫

右雇人

原告代人 秋山 富藏

同府芝区西久保巴町三十

七番地平民柏原次郎方同

居平民

被告 柏原 愛太郎

敷金取戻ノ論訟東京裁判所ノ裁判不服

ノ扣訴審判如左

東京控訴院

扣訴被告於テ明治八年十一月申扣訴原

告所有ノ家屋借受タル手続ハ敷金トシ

テ金五拾圓ヲ預ケ置家賃ハ一ヶ月金拾

五圓宛拂フヘキ約定ニテ原告ヨリ右敷

金ノ預リ証書ヲ取置タリ其砌被告ヨリ

ハ原告名宛ノ借家証ヲ差入レ置タレモ

明治八年十一月下旬ヨリ九年二月上旬

迄ニ悉皆右家賃ヲ完済シ家屋明渡シタ

ル際談借家証ハ原告ヨリ取戻シタル旨

申立ルト虽引合人岡田直吉ノ証言ニ因

レハ原告陳述ノ如ク一ヶ月廿五圓ノ借

賃ナリト認メサル可ラス又被告カ家屋

明渡ノ際其敷金ノ相殺ヲ為サスシテ特

リ借債ノミヲ完済スヘキ理アラシヤ差
シ明治八年十一月十二月及明治九年一
月ニ於テ其月々借債ヲ拂フタルモノト
セハ當時未タ借家証取戻以前ニ係ル筋
ナルヲ以テ必スヤ原告ノ受領証ヲ取置
クヘキ筈ナリ然ルニ其受領証モ所持ナ
キヲ見レハ之レヲ前段ニ参照シ被告ハ
右借債ヲ完済セサリシモノト認メサル
ヘカラス而シテ直吉ノ証言ニ依レハ原
告申立ノ如ク借家証ハ被告ニ差戻シタ
ルニアラスシテ直吉カ預リ中明治十二
年三月ノ火災ニ焼失セシモノト認メサ
ルヘカラス如此事實ヲ認ムルニ付被告
ハ原告カ反対ノ請求ニ応ジ本按敷金ト
家屋ノ借債ト相殺シ其残額ヲ受授スヘ
キモノト相心得訴訟入費ハ被告ヨリ原
告へ償却スヘシ

東京控訴院

東京上等裁判所

明治五年正月廿七日

判事 西 濱 納
判事 松 田 道 夫
判事 藺 鑑